

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名称	医療法人社団 友愛会
主たる事務所の所在地	岐阜市八代1丁目7番地1
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 岩砂智丈
電話番号	058-231-2631

2. 事業所の概要

事業所の名称	岩砂病院・岩砂マタニティ
指定事業者番号	2110111602
サービスの種類	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
所在地	岐阜市八代1丁目7番地1
電話番号	058-231-2631
営業時間	月～金 午前8:30～午後6:00 土 午前8:30～午後5:00

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護または要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 従業者の職種、員数および勤務の体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
医師	1名	常勤

5. サービスの内容およびその他の費用の額

(1) サービスの概要

- 1 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。

- 2 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。
- 3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。

(2) 利用料金

「別紙1 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 料金表」に記載

6. 支払方法

利用料につきましては、1ヶ月ごとに計算し、次のいずれかの方法によりお支払いください。

- ①事業所での現金支払い
- ②金融機関での自動引き落とし

金融機関での自動引き落としの場合、偶数月の27日（休日・祝日の場合は翌営業日）に利用者および連帯保証人が指定した金融機関口座より自動引き落とし致します。契約時に金融機関指定用紙の預金口座振替依頼書（金融機関口座自動引き落とし申込書）に記入していただきます。

7. 苦情申立窓口

事業者 相談窓口	<p>【岩砂病院・岩砂マタニティ】</p> <p>月～土曜 午前8：30～午後5：00</p> <p>電 話 (058) 231-2631</p> <p>【医療法人社団 友愛会 法人管理部】</p> <p>月～土曜 午前8：30～午後5：00</p> <p>電 話 (058) 231-2631</p>
岐阜市役所 介護保険課	<p>月～金曜 午前8：45～午後5：30</p> <p>電 話 (058) 265-4141</p>
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談係	<p>月～金曜 午前9：00～午後5：00</p> <p>電 話 (058) 275-9826</p>

8. 損害賠償

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時は、事業者の損害賠償の責は負えません。

- (1) 身体拘束の原則禁止により、基本的介護サービスを行いますが、法律を遵守することにより転倒等の事故が起こった場合。
- (2) 法定の勤務体制中であり、当事業所に故意過失がない場合。
- (3) 利用者に故意または過失が認められる場合。

9. 虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

10. その他留意事項

利用者またはその家族等が、事業者やサービス従業者に対して次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(1) パワーハラスメント(身体的・精神的暴力)、セクシュアルハラスメント(性的ないやがらせ)などの行為

①パワーハラスメントの例

- ・物を投げつける、たたく、ひっかく、つねる
- ・威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽な要求をする
- ・怒鳴るなど

②セクシュアルハラスメントの例

- ・必要もなくサービス従業者の体を触る
- ・卑猥な言動を繰り返す
- ・わいせつな写真等を見せる など

③その他

- ・サービス従業者の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
- ・ストーカー行為 など

(2) サービス利用中に、同意なくサービス従業者を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

当事業者は、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供開始にあたり、本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

岩砂病院・岩砂マタニティ

説明者： 氏名 _____ (印)

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 料金表

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
(介護予防)居宅療養管理指導費(Ⅰ) 医師が行う場合(月2回まで) 単一建物居住者1人に対して行う場合	515単位	515円	1,030円	1,545円
(介護予防)居宅療養管理指導費(Ⅰ) 医師が行う場合(月2回まで) 単一建物居住者 2人以上9人以下に対して行う場合	487単位	487円	974円	1,461円
(介護予防)居宅療養管理指導費(Ⅰ) 医師が行う場合(月2回まで) 上記以外の場合	446単位	446円	892円	1,338円
(介護予防)居宅療養管理指導費(Ⅱ) 医師が行う場合(月2回まで) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (医科診療報酬点数表の在宅時医学総合 管理料又は施設入居時等医学総合管理料 を算定する利用者に関する (介護予防)居宅療養管理指導)	299単位	299円	598円	897円
(介護予防)居宅療養管理指導費(Ⅱ) 医師が行う場合(月2回まで) 単一建物居住者 2人以上9人以下に対して行う場合 (医科診療報酬点数表の在宅時医学総合 管理料又は施設入居時等医学総合管理料 を算定する利用者に関する (介護予防)居宅療養管理指導)	287単位	287円	574円	861円
(介護予防)居宅療養管理指導費(Ⅱ) 医師が行う場合(月2回まで) 上記以外の場合 (医科診療報酬点数表の在宅時医学総合 管理料又は施設入居時等医学総合管理料 を算定する利用者に関する (介護予防)居宅療養管理指導)	260単位	260円	520円	780円

岐阜市は地域区分が6級地ですので、1単位当たり10.00円です。

友愛会における介護サービスの提供に必要な 個人情報の利用目的

■ 施設・事業所内での利用

1. 利用者に提供する介護サービス
2. 介護保険事務
3. 入退所等の管理
4. 会計・経理
5. 介護事故・緊急時等の報告
6. 利用者への介護・医療サービスの向上

■ 他の介護事業所等への情報提供を伴う利用

1. 他の病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、行政等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
2. その他の業務委託
3. ご家族等への心身の状況説明
4. 保険事務の委託
5. 審査支払機関へのレセプトの提出
6. 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
7. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

■ その他の利用

1. 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. 外部監査機関・評価機関等への情報提供
3. 施設内において行われる学生等の実習への協力
4. 学会・学術誌等への発表・報告
なお、特定の利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名・生年月日・住所等を消去し匿名化いたします。匿名化が困難な場合については、本人の同意を得ます。

<補足事項>

- 上記のうち、個人情報の利用について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当者までお申し出ください。
- お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

利用契約書

様（以下「利用者」といいます）と、
医療法人社団 友愛会 岩砂病院・岩砂マタニティ（以下「事業者」といいます）は、
利用者に対して行う居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（以下サービスとい
います）について、次のとおり契約（以下「本契約」といいます）を行います。

（サービスの目的）

第1条 事業者は、介護保険法令およびこの本契約に従い、利用者が可能な限り居宅に
おいてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、サービス
を提供します。

（契約期間）

第2条 本契約書の有効期間は、令和 年 月 日から契約者の要介護認定又は
要支援認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の7日前ま
でに契約者から申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新される
ものとし、以後も同様とします。

（サービスの基本内容）

第3条 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サ
ービス計画（ケアプラン）に沿って、個別サービスに従って計画的にサービス
を提供します。

- 2 事業者が提供するサービスの具体的内容については、別紙「重要事項説明書」
のとおりです。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、
速やかに担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）に連絡するなど必要な援助
を行います。

（サービスの提供記録）

第4条 事業者は、利用者に対してサービスを提供した際には、当該サービスの提供日、
内容および介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者の居宅サー
ビス計画を記載した書面に記載します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から
5年間保管します。
- 3 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、

これに応じます。但し、家族および連帯保証人、もしくはその他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場限りこれに応じます。

（居宅サービス事業者等との連携）

第5条 事業者は、利用者に対してサービスを提供するにあたり、居宅サービス事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

（利用料等）

第6条 事業者が提供するサービスの利用月毎の利用料およびその他の費用は、「重要事項説明書」に記載したとおりです。ただし、契約の有効期間中、介護保険法等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、説明のうえ改定後の金額を適用するものとします。

- 2 事業者から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受ける場合、利用者は、事業者に対し、利用料の介護保険負担割合証に基づいた負担割合を支払います。ただし、介護保険法令に基づいて、利用者が、保険給付を償還払い（一旦利用者が事業者に対し全額を支払い、その後利用者が市町村からの払戻を受ける支払方法）の方法で受ける場合には、事業者に対し、利用料の全額を支払います。
- 3 事業者から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない場合、利用者は、事業者に対し、利用料の全額を支払います。
- 4 利用者は、事業者に対し、当月の利用料を利用者が指定した金融機関の口座から偶数月の27日（休日・祝日の場合は翌営業日）に自動引き落としの方法で支払います。支払方法は、原則として口座引き落としとしますが、銀行振込、あるいは現金による支払いもご相談ください。
- 5 事業者は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収証を発行します。領収証には、事業者が提供する各種のサービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を表示します。
- 6 事業者は、利用者および連帯保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者および連帯保証人の指定する者に対して、領収書および請求書を所定の方法により交付します。
- 7 前項までに定める利用料金の支払いを連帯保証人が負うべき場合、上限額は5万円とします。

(連帯保証人)

第7条 利用者は、連帯保証人を定めるものとします。

- 2 前項の連帯保証人は、本契約に基づく事業者に対する債務について、利用者及び家族と連帯して履行の責任を負うとともに、事業者が定めるところに従い、協議します。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第8条 事業者は、利用者に対して提供したサービスについて利用者から利用料の全額の支払いを受けた場合、利用者に対し、サービス提供証明書を交付します。

- 2 サービス提供証明書には、提供したサービスの内容、利用単位、費用等を記載します。

(利用者の解約権)

第9条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、30日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(事業者の解約権)

第10条 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、もはや第1条に定めるサービス利用契約の目的を達することが不可能となった場合、7日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。

- 2 利用者および連帯保証人が、本契約に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず14日以内に支払われない場合、この契約を解除することができます。

(損害賠償)

第11条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者または利用者の家族に過失がある場合は、賠償の責は負えません。

- 2 事業者は、万が一の事故発生に供えて損害賠償責任保険に加入しています。

(秘密保持)

第12条 事業者の従業員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者および利用者もしくは連帯保証人に関する個人情報の利用目的を「別紙2」

のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

（苦情処理）

第13条 利用者または利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合、いつでも「重要事項説明書」記載のご利用者相談窓口にて苦情を申し立てることができます。

- 2 利用者は、介護保険法令に従い、市町村および国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 事業者は、利用者が1項または2項の苦情申立を行った場合、これを理由として利用者に対して何らの差別待遇もいたしません。
- 4 事業者は、利用者へ提供したサービスについて、利用者または利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

（協議事項）

第14条 本契約に定められていない事項については、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と連帯保証人および事業者と協議するものとします。

（合意管轄）

第15条 この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにあらかじめ合意します。

契約の証として本契約書を2通作成し、利用者・事業者は記名押印の上、各自その1通を保有します。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

利用契約同意書

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を利用するにあたり、「契約書」、「重要事項説明書」、「個人情報の利用目的」を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを同意したうえで契約します。

令和 年 月 日

〈利用者〉

住所 _____

氏名 _____ 印

(代筆者)

(続柄 _____)

〈連帯保証人〉

住所 _____

氏名 _____ 印

別紙2 個人情報の利用目的を確認し同意します。

〈家 族〉

住所 _____

氏名 _____ 印

〈 事業所名 〉

住 所 岐阜市八代1丁目7番地1

法人名 医療法人社団 友愛会

施設名 岩砂病院・岩砂マタニティ

理事長 岩砂 智丈

【本契約第6条の請求書・明細書および領収書の送付先】

〒 _____

住所 _____

氏名 _____